

令和7年度【山田特別支援学校田野分校 水泳授業の安全ガイドライン】

1 基本方針

本校では、「小学校の水泳指導における安全管理指針」（令和7年4月高知県教育委員会策定）をもとに、水泳授業における児童の安全を優先に位置づけ以下のガイドラインに沿って組織的かつ計画的に授業を実施します。

2 組織体制と役割

- 1) 学校長：全体責任者として水泳授業の安全体制を整備・指導
- 2) 教頭：教職員の役割分担および緊急時対応の統括
- 3) 児童生徒・保健体育部長：水泳授業計画と安全管理体制の企画・実行
- 4) 授業者：児童生徒の指導と安全確認、緊急時対応を実施
- 5) 監視者：プールサイドからの監視と事故防止、必要人数（授業中や緊急時）の確保

3 授業前の準備

- 1) 年度当初に校内研修を実施（ガイドラインの周知、緊急時対応マニュアル、AED 設置場所と使用方法の周知）
- 2) 各学部で監視者を設定する（小学部は教頭もしくは養護教諭）
- 3) チェックリストの活用（授業前後）
- 4) 健康カードの配布と活用
- 5) 児童生徒の泳力と健康状態、配慮事項の把握（保護者アンケート等）
- 6) 排水口・水位・水質など設備点検の実施
- 7) 緊急時対応の準備（・緊急時対応マニュアル常設 ・AED、担架、毛布の事前準備と確認 ・監視者の携帯電話携行）

4 授業中の運営

- 1) 授業者と監視者の役割分担の徹底
- 2) 水位設定は「へそから胸」＋全員の肩が水面から出るとし、該当しない児童生徒は補助用のプールを使用
- 3) 泳力に応じた指導（ライフジャケットや浮具の活用等）
- 4) 異変がある児童生徒への即時対応
- 5) 監視者による授業中の記録シートの記入

5 授業後の確認

- 1) プール内の児童生徒の確認、人数確認と健康観察の実施
- 2) 体調不良児童生徒の対応と保護者・養護教諭・管理職への連絡

6 特別な配慮

- 1) 児童生徒が居住地校交流等で自校以外のプールを使用する際は、必ず事前下見と教育委員会へ報告
- 2) 気象条件を常時確認し、安全が確保できない場合は授業中止（落雷予報、熱中症指数など）

7 ガイドラインの保管と定期的な見直し

- 1) ガイドラインは危機管理マニュアルに保管
- 2) ガイドラインは毎年年度初めに見直し、必要に応じて更新する

以上、本ガイドラインに基づき安心・安全な水泳授業の実施を図ります。